

炭鉱閉山始末記（二）

川内, 昇
多久市助役

<https://doi.org/10.15017/13666>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 9, pp.103-112, 1977-12-04. 財団法人西日本文化協会
バージョン：
権利関係：



炭 鉱 閉 山 始 末 記 (二)

川 内 昇

四、吉原炭鉱——共同鉱区の閉山
 吉原炭鉱は、二十一年九月、柚木原炭業所の鉱区に吉原弥平次（北多久町出身）が開坑したものである。
 三一年以降の出炭量、従業員の推移はつぎのとおりであり（第一表）、零細小炭鉱である。

第1表 年次別出炭量・従業員の推移

区 分	出 炭 量	従 業 員 数		
		鉱 員	職 員	計
年	t	人	人	人
31	4,136	34	9	43
32	5,695	46	9	55
33	8,367	66	11	77
34	5,271	24	11	35
35	6,711	48	11	59
36	8,463	83	13	96
37	10,196	100	19	119

第2表 離職者の状況

区 分		職 員	鉱 夫	計	失 業 保 險 受 給 資 格 者
総 数		20 人	119 人	139 人	67 人
年 令 別	～20 才	2	4	6	
	21～30 才	5	7	12	
	31～40 才	8	42	50	24
	41～50 才	2	36	38	14
	51～ 才	3	30	33	29
うち社宅居住者		12	91	103	

三十八年五月、経営協議会において閉山を決定した。その直接的な理由は、
 (一) 炭価の下落によって赤字二〇〇〇万円が生じ、資金導入が不可能となった。
 (二) 電力料未払いのため、五月二十八日以降は、九電が送電停止を通告してきた。
 (三) 五月二十五日に支給する五月下期分賃金の支給ができないこと。
 (四) 坑木、その他の資材購入の資金調達が不可能となった。
 という四項目よりなっているが、三十五年以来従業員を増加し、出炭量の増加を計るために行った、坑内の機械化のための投資が過剰投資となって、資金繰りが悪化したと推察される。
 閉山時の従業員の数は、一〇三人で、四十一才以上の中高令者が半数以上を占め、大部分が、炭鉱の支給住宅（炭住）に居住していた。（第二表）
 このうち、失業保険受給資格者は、雇用されてから短期間なため無資格者が多いため、六十七名にすぎなく、支給期間も短期間で、二七〇日以上は二人しかなく、支給金額も稼働日数が少なく、手取給料が少額のため、極めてわずかであった。
 債権総額は、一三五五万円という少額で債権者数は五十三件

第3表 失業保険受給資格者調

支給日数	人員	支給金額	人員
560 日	1 人	90 円	21 人
540	1	180	42
520	1	210	2
480	2	270	2
460	6		
440	5		
420	13		
400	7	計	67
380	1		
360	2		
340	3		
320	5		
300	2		
280	1		
260	2		
180	2		
160	3		
140	8		

で、このうち五十万円以上の債権者は、九件に過ぎなかった。

第4表 債権50万円以上調

区分	業者	金額	住所
資材	山本商會	1,057	市内
	津田産業	536	唐津市
前受金	森永石炭	2,167	佐世保市
	副島石炭	1,264	市内
公租公課	県	2,946	
	保険課	2,245	
	失業保険課	301	
	労災保険課	400	
	多久市	616	
電力	九州電力	1,100	

この炭鉱での中心的な問題点となったことは、「石炭合理化臨時措置法」に基づいて、石炭合理化事業団が、「閉山する採掘権放棄に対し、石炭鉱山整理促進交付金の交付」(第三十五条)が可能であるか、どうかということであった。

柚木原鉱業所は、鳥越嘉八を代表者とする鉱業権者で、鉱区の採掘登録番号四七七号、二三五五五アール。一一一三号、一四八一五アールの二鉱区を有し、採掘者は、鳥越・吉原・北島・畑瀬(三十六年六月閉山)があるという鉱業権は、共同所有、採掘は別個に経営するという鉱業法(第二十三条)でいうところの、共同鉱業出願人の組合契約によって運営がなされていた。

ただ、極めて特殊なことは、鉱区を分割せず、鉱区の中を原則的に

は、閉山によって生ずる賃金債務、鉱害債務を補てんするためである(法第三十五条の三)とするならば、最も、法の適用をすべき炭鉱ではないかと云うことであつたからであつた。(註)

〔注〕 石炭合理化臨時措置法 第三十五条の三(交付金に係る債務の弁済)

事業団は、民法第四七四条第一項、ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第三十五条の規定により、交付することとなつた交付金のうちから、政令で定めるところにより算定した金額を超えない範囲内において、通商産業省令で定めるところにより、当該廃止事業に代わつて、次に掲げる債務の弁済を行なう。

は、炭層別に採掘権を有しているが、同一炭層の場合でも他の採掘者に迷惑をかけないため、分割をしているという混合状況になつており、全国に類を見ない状況であつたためである。

従つて、閉山に當つて、吉原炭鉱の持分である鉱業権を分割して、これを放棄することによつて、交付金を受けられるかと云うことが生じたのである。

同じ共同鉱区で経営を行つていた畑瀬炭鉱の閉山の場合は終掘であり、賃金の不払い等がなかつたため、従業員の間でも問題にならなかつたが、吉原炭鉱の場合には、法律が交付金制度を策定した目的

一、廃止事業者が放棄した採掘権又は、租鉱権の鉱区又は、租鉱区における石炭の採掘及び、これに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者に対し、当該廃止事業者が負担する賃金の支払いの債務であつて、当該採掘権又は租鉱権を放棄した日までに、弁済期の到来しているもの、並びに当該鉱山労働者に対し、当該廃止事業者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて、当該採掘権者又は、租鉱権を放棄した日二十日を経過した日までに、弁済期の到来しているもの。

二、廃止事業者が放棄した採掘権又は、租鉱権の鉱区又は、租鉱区に関する鉱害の賠償債務、

(以下略)

市はもちろん、県、通産省、石炭合理化事業団でも、検討されたが、そこで討論されたことは、石炭鉱山整理促進交付金の交付を受けるためには、採掘権、又は租鉱権の放棄による消滅の登録を受けた場合と定められているので、消滅登録が可能かどうかということに集中をした。

(一) 鉱業法によれば、「鉱区及びその面積」(第十四条) 鉱区の境界は、直線で定め、地表の境界線の直下を限りとする定められているのに、四炭鉱の四重鉱区となつていたので合致しない(≡租鉱権炭鉱では、認めていないかと云う反論もあつた)。

(二) 合理化法第三十五条第四号による、通商産業省令で定める基準の一項(規則第二条の四)によれば、採掘権、または租鉱権の鉱区、または租鉱区の石炭の鉱量が、年間生産数量の五倍以上であること、となつてはいるが、それだけの鉱量を柚木原鉱業所としては、消滅できないということになつた。

この結果、鉱業権の消滅が不可能であるという結論しかでず、吉原炭鉱は破産状況とならざるを得なかつた。(注)

(注) 石炭合理化臨時措置法

第三十五条(石炭鉱山整理交付金の交付)

採掘権者又は租鉱権者が、その石炭鉱山における鉱業を廃止して当該採掘権又は、租鉱権の放棄による消滅の登録を受けた場合であつて、当該採掘権又は租鉱権が次の各号に適合するときは、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、政令で定めるところにより算定した金額の石炭鉱山整理交付金を交付することができる。

一、交付金の交付の申請の前六月以内にその採掘権又は、租鉱権の鉱区又は租鉱区において事業が休止されたことがないこと。

二、その採掘権又は、租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の品位及び、生産能力が石炭鉱業合理化基本計画に定める交付金の交付に係る採掘又は、租鉱権の基準に適合すること。

三、租鉱権の放棄にあつては、その租鉱権の放棄について、採掘権者の同意があること。

四、前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める基準に適合すること。

(注)

石炭鉱業合理化臨時措置法施行規則

第二条の四(石炭鉱山整理促進交付金の交付の対象の基準)

法第三十五条第四号の通商産業省令で定める基準は次のとおりとする。

一、その採掘権または、租鉱権の鉱区または租鉱区の石炭の鉱量がその採掘権者または、租鉱権者のその鉱区または租鉱区における年間生産数量の五倍以上であること。

二、採掘権の放棄の場合においては、その採掘権の上に抵当権が設定されていないこと。

(一) このため、閉山にあつて、労使双方で結ばれた契約は、五月下期分の未払賃金分は、五月三十一日支払う。

□ 退職金は支給しない。

□ 解雇予告手当（二〇〇万円）のうち四〇％は六月二日に支給する。

というもので、市に対する要望としては、

(一) 失業保険受給まで、生活資金を貸付けてほしい。

□ 生活困窮者について、生活保護費の支給をしてほしい。という悲惨な閉山状況となった。

失業保険については、六月三日より支給が開始されたが、予告手当については、従業員の大部分が肩入金という名目で前借金九〇万円があつたため、完済支給された額は、一一〇万円であつた。

生活保護者は、三十八年十二月末、三世帯一〇人であつた。

この炭鉱の閉山は、「石炭合理化臨時措置法」、「鉱業法」の盲点で、すなわち、鉱業法では採掘を許可した政府が、閉山については、零細炭鉱について、業者、従業員を含めて救済を全くできなかったという、典型的な実例である。

五、番所炭鉱——保安炭鉱の閉山

番所炭鉱は、三十三年六月、明治鉱業株式会社の租鉱権を保持していた武富喜八氏（北多久町出身）が、個人経営で独立したものである（鉱区面積二、六〇九アール）。

昭和三十四年度最盛期の年間出炭量二七九三トン。従業員八〇人の零細炭鉱である。資力も弱く浅層採掘のため、鉱害被害が発生した。

国は、昭和三十六年十一月、石炭鉱山保安臨時措置法を施行した。

（昭和四十三年四月失効）

この法律の目的の一つとして、「保安を確保することが困難なため、鉱業を廃止する石炭鉱山に対し、その廃止を円滑に行わせるための、措置を講ずる。」ことであつた。

その措置とは、保安を確保することのできない炭鉱については、通産大臣は鉱業権廃止の勧告を行ない、これを受けた採掘権者、または租鉱権者に対しては、石炭鉱山整理交付金を交付されることになつてゐた。

当然のことながら、零細炭鉱であり三十六年六月より休山してゐた番所炭鉱は、この勧告を受けたが、期間中には受諾しなかつた。三十七年五月再開はしたが、七月にはポンプの故障と降雨のため、水没によつて休山、従業員三十九人には二カ月分の給料を支払わないうまま、三十八年三月には、休山の止むなきにいたつた。勧告を受けなかつたため採掘権、および租鉱権の消滅登録が行なわれず、石炭鉱山整理交付金の対象にならなかつたため、従業員には、賃金の支払いができなかった。従業員は、他市町村よりの通勤者が十九人で、市内居住者は二〇人であり、市内居住者の大部分は賃金は未受給のまま、他地区に移住した。市で生活保護の対象としたものは三人である。鉱害復旧については、約二ヘクタールと推定されたが、鉱業権者が無権者、無資力でない場合は一定の負担金を納入して、復旧しなければならぬこととなつてゐるが、その負担能力がないため、鉱害の認定もなされずに、鉱害の補償および、復旧は約一〇ケ年間放置され、被害農民は苦難を受けるといふことになつた。現在では四十八年、これ等の鉱害地の水田は、ゴルフ場用地として、購入されて五〇年には工事が完了してゐるため、鉱害問題は、一応解消してゐるが、家屋については現在四戸が解決してゐない。

この炭鉱の閉山は、零細炭鉱の閉山を促進するため、「石炭鉱山保安臨時措置法」という特例法を施行した政府が、この法律の適用を受けて閉山しないと、業者のみならず従業員、鉱害被害者がどのような影響を受けるかと云うことについて、従業員、附近住民に周知させずに閉山した悪例の一つである。

附 録 臨時石炭鉱害復旧法による復旧費の負担割合

	通常の場 合				無資力・所在不明の場 合				
	国	都道府県	賠償義務者	根 拠	国	都道府県	関係地方公共団体	石炭鉱害事業団	根 拠
農地および農業用施設	72.25 (85 × $\frac{85}{100}$)	12.75 (85 × $\frac{15}{100}$)	15	イ) 補助金は、復旧費から納付金(15%)、51条1項を控除した残額(85%)、94条3項) ロ) 補助金の負担割合は、国が85%、都道府県が15%(政令11条1項)	85	15	-	-	復旧費全体について、国が85%、都道府県が15%の割合により補助(94条5項、政令11条1項)
公 共 施 設	上水道	1/3	-	2/3	2/3 (1/3+2/3 × 1/2)	-	1/3 (2/3 × 1/2)	-	イ) 当該公共施設を維持管理する地方公共団体が賠償義務者が補助すべきであった金額の1/2を負担(53条、政令10条) ロ) 国の補助金は復旧費の残額(94条1項)
	下水道	40	-	60	70 (40+60 × 1/2)	-	30 (60 × 1/2)	-	
	その他公共施設	50	-	50	75 (50+50 × 1/2)	-	25 (50 × 1/2)	-	
家屋等(宅地転換を含む)	地盤等復旧費	53.95 (65 × $\frac{83}{100}$)	11.05 (65 × $\frac{17}{100}$)	35	71.45 (53.95+55 × 1/2)	28.55 (11.05+35 × 1/2)	-	-	イ) 地盤等復旧費の全額について補助(94条5項) ロ) 賠償義務者が負担すべきであった金額については、国と都道府県が折半して補助(政令11条3項) ハ) 地盤等復旧費以外の復旧費については、事業団が全額負担(55条の2第2項)
	地盤等復旧費以外の	-	-	100	-	-	-	100	

〔注〕 石炭鉱山整理交付金制度による閉山は、全国で七八炭鉱、年間生産量一三三万トン、労働者数五二二一人で、すべてが零細炭鉱である。このうち、九州地区が五五炭鉱、年間生産量九九万トン、労働者数四〇七六人である。

〔注〕 臨時石炭鉱害復旧法による復旧費の負担区分はつぎのとおりである。

このうち、「無資力」、「所在不明」とは、鉱業権が買上げ方式、交付金方式により消滅し、法第四十八条に基づき、復旧基本計画を作成するとき認定をされるが、法人の場合は破産、個人の場合は財産(固定資産等)が皆無の場合である。このため、個人の場合には認定が困難である。

六、小城炭業所——中小炭鉱の大型閉山

小城炭業所は、昭和十五年五月、小城炭鉱として山口慶八氏(佐賀県塩田町出身、唐津炭鉱、砥川炭鉱開坑者)によって開坑され、戦前(十八年)には、出炭量年産一二万トン、労働者一五五〇人を持つ中小炭鉱では、大手炭鉱に比しても、同等の炭鉱に成長していた。

戦後(二十一年)には、隣接地区に別府炭鉱を開坑し、山口鉱山株式会社となり、最盛期(三十二年)には年産三二二万トン、労働者一七五八人になり、労働条件も大手炭鉱と大体同一の条件であった。

この鉱区面積は、三四五万坪、理論埋蔵炭量は二一四〇万トンと云われていたが、この中心炭層は、杵島五尺層(小城炭業層では本層と呼んでいる)であるが、東部になるともになつて、炭層は悪化し、採掘不能であり、杵島三尺層(第二下層)、杵島二尺層(第三下層)は、深部採掘であり稼行条件が悪かつた。(第五表)

小城炭鉱では、第二・第三下層の深部採掘を進めるため、主要抗道を炭盤中に切替え掘削し、運搬用の捲上機を強化し、炭車を鉄車にする等の近代化に努力し、出炭能率も一六〇一七トンと大に向上したが、そのために協同銀行に対し二〇億円に及ぶ負債を持ち、その金利負担のため出炭トン当り五〇〇円〜六〇〇円が必要となり、経営は困難となつた。

小城炭鉱では、別府炭鉱の南部に隣接する三菱炭業、古賀山炭業所の鉱区、すなわち、杵島五尺層を容易に掘削できる鉱区の分譲を再三

第6表 赤字想定計画

区分	出炭計画(トン)	赤字想定額(万円)
6月	18,000	3,000
7月	17,000	3,300
8月	22,000	2,500
9月	23,000	2,100

第5表 小城炭鉱の炭層条件

炭層別	本層	第二下層	第三下層
山 丈 m	2.16	2.09	0.79
炭 丈 m	1.83	1.57	0.79
灰 分 %	9.25	12.23	11.60
発熱量 cul	7,175	6,986	7,008

にわたって要望し、その譲渡部分の高
 能率によって、経営を維持してきたが、
 三十七年に入って、企業投資さえ不可
 能となり、二月より人員整理を行って
 いたが、六月になって第二下層に出水
 事故が発生した。そのため出炭が激減
 し、その復旧には四ヶ月を必要と推定
 され、赤字が累積するという事で閉
 山する以外にはないと云う結論に達し
 た(第六表)。六月二十五日、石炭合
 理化事業団に法改正前の買上げ申請を
 行ったが、法改正後の八月に受理され
 た。

出水事故が直接的な閉山の原因では
 あったが、基本的には、(一)三菱から鉱
 区の譲渡を受けて、本層を稼行中の別
 府炭鉱が十月までで終掘をし、以後三
 菱からの鉱区の譲渡の可能性がないこ
 と。(二)石炭合理化臨時措置法が改正さ
 れ、従来の買上げ方式から交付金方式
 に転換され、閉山をするのなら買上げ
 方式が有利という判断があったことと
 考えられる。

閉山時における未払金の状況は、官
 公署、電力料金等で八七九九万円、賃
 金(未払分および期末手当)七三四〇
 万円、その他一般債務(金融機関等を

除く)九七三万円、合計一億七七一二万円であった。(第七表)

第8表 就職状況

区 分	人員(人)
閉山時における被保険者数	1,529
離職者数	1,483
(現在従業員数)	46
安定所取扱	
求職受理件数 A	1,057
命令による広域就職	236
命令外の広域就職	107
県内	
炭鉱への就職	11
その他の産業への就職	8
計 B	362
自己就職	108
自己転出(移官)	177
計 C	285
未就職者(A-B-C)	410

第7表 未払金の状況

単 位	万 円
電 力	2,900
国 鉄	13
鉱 害 復 旧 事 業 団	
納 付 金	426
固 定 資 産 税	600
電 気 ガ ス 税	9
保 険 料 (労 災 健 康)	800
厚 生 年 金	700
失 業 保 險 料	155
市 民 税	41
鉱 産 税	841
合 理 化 事 業 団	
納 付 金	300
退 職 金 (未 払 分)	1,419
鉱 害 補 償 (稲 作 減 収 分)	595
計	8,799
そ の 他 (炭 代 前 受 金 等)	973
賃 金	7,340
合 計	17,112

閉山時の従業員は、一四八三人で、このうち就職希望者は一〇五七人で、三八年四月までの未就職者は四一〇人である。(第八表)

就職を希望しない者は、高令者および、農家の兼業者であり、未就職者も中高年令層で扶養家族の多いものが大多数であった。

就職希望者に対しては、職業安定所は広域就職あっせんを行い、強制命令による就職促進を行った。

就職先のうち長崎、熊本、福岡、茨城は石炭鉱業への就職であり、非命令者が多く、愛知―自動車製造関連、京都―クリーニング、大阪―大阪市清掃局、という命令による集団就職であった。(第九表)

退職の条件としては、閉山促進交付金の二分の一の金額、約二億七千万円が退職金として支払われることとなり、一人当たり支給額は、十八万円に過ぎず、残留するものには住宅一人当たり平均一万円で払い下げられることとなった。会社は閉山交付金では、鉱害賠償およびその他債務にむけられたが、全ての賠償、債務が完済することができず、無権者、無資力の会社となった。

残務整理のための従業員四十六世帯、未就職者四一〇世帯、就職希望しないもの三十四世帯が旧炭鉱住宅に残留することとなった。
これからの残留集落について、閉山後の生活を維持する

第9表 広域就職者の就職先

府県別	命令	非命令	府県別	命令	非命令
東京	21	—	福岡	9	9
神奈川	6	—	長崎	—	81
愛知	71	—	熊本	1	10
大阪	51	—	奈良	6	—
京都	24	—	三重	4	—
茨城	—	7	その他		17
			計	236	107

第10表 専用水道の規模

水源	給水人口 (人)			給水量
	従業員	鉱害被害者	計	
坑内水	4,480	1,015	5,495	1,099 m ³ /日

ためには、早急に次のような措置が必要となった。

(一) 財産処分のため会社は、家屋の有償払い下げを行うが、離職者の内部で転出を希望する者は、できるだけ高価格で売り、その金を退職金に上乘せせよという意見があり、残留者はできるだけ安くということに対立が生じているので、その価格をどうするか、この購入資金を持たない十八戸(十二戸殉職従業員の家族、六戸生活保護世帯)に対する資金援助と、集落の整理、統合をどうするか。

(二) 住宅の家庭用電力については、九州電力との特需契約によって会社に保安責任者をおき、会社の責任において外線工事、家屋内配線を行っていったため、全面的な改良工事および、電力使用料一ヶ月分の保証金の前納をどうするか。

(三) 炭鉱の住宅地のみならず、鉱害による井水枯渇地区(古賀一区、古賀二区東、渋木)に専用水道によって給水をしてきたが(第十表)鉱業権の消滅登録をするためには、坑口の恒久的な閉鎖工事を行わなければならないが、閉鎖すれば水源がなくなるため、水源の確保をどうするか。

市でも行政の立場から、次のような対策をたてる必要性が生じた。

① 会社では、従業員は社会保険に加入していたが、保険組合の解散によって無資格者となるため、市が運営する国民健康保険に強制加入をさせなければならぬが、何時の段階で加入させるか。

② 処理については、会社で業者

に請負契約によって、汲み取りが行われていたが、これが廃止されるため料金については、個人支払いとなるが、炭鉱住宅は長屋づくりで共同便所になっており、個人料金をどのような徴収方法とするか。

(三) じんかい処理については、会社が直営で収集し、ボタ山で野焼き、埋没などを行っていたが、市の直営で収集するためには、処理場の拡大、収集車の増車が必要となるが、処理場の拡大をどの程度の規模とするか。

(四) 住宅地の道路、共同浴場、子供の遊び場、集会所等、会社の財産となっているものを部落の共同財産、あるいは市が維持、管理する公共財産にする方法をどうするか。

何れにしても、これ等の問題については、会社、労働組合、市とそれぞれが勝手な計画を樹立しても、効果をあげることにはできないので、総合的な対策をつくるために、三者で連絡調整をはかることになった。

この連絡調整のなかで、それぞれの対応策を決定した。

1. 住宅の財産処分については、一戸平均一十万円は変更しない。

購入資金を持たない家庭のための住宅は、市営住宅として市に会社は無償でこれを提供する。

住宅地の整理統合は、池の平、平和町、旭町（現・旭ヶ丘）を残し、山の手町、中の町、弥生町は高所にあるため、将来の水道経営のため送水が困難な地域として解体する。

2. 家庭用電力の改良工事については、市が一括契約で工事を行い、その負担は残留世帯の平等負担とする（特別な工事は除外）。屋外防犯灯については、工事費については九州電力で無料取付を要請し、電気料金については、共同負担とする。

家庭の電力使用料の保証金については、各家庭負担とし、負担能力のないものは市で貸付ける。

3. 専用水道については、規模を縮小し、残留世帯および鉱害被害

者家庭に送水する改修工事は会社で行なう。水源としては、多久川の伏流水を使用する。水道料金は、一ヶ月一〇^m使用として三五〇円とする（水量メーターがないので平均）。料金で赤字が出る分については、三ヶ年分については会社が供託をし、市が運営する。被害者家庭については、料金五ヶ年分を支払う。

4. 国民健康保険の任意加入者以外の強制加入は、閉山後一ヶ年を経過した時とする。

5. し尿処理については、会社が従来請負いをさせていた業者に汲み取りを行わせ、汲み取り料金は、各棟ごとに業者と定額契約を行なう。

6. じんかい収集・処理については、市が直営で収集処理するため、収集車を増車するが、関係部落で自家処理できるものについてはできるだけ処理する。

7. 住宅地の整理統合により、交通体系が変化するので、基幹道路（現大工田く一本松線）を炭鉱離職者緊急対策事業で新設するほか、道路の改修、維持管理は市で行うが、道路新設予定地、改修予定地および使用中の道路敷地については、会社は無償で市に提供する。

8. 共同浴場については、会社で規模を縮小改良し、部落で共同管理する。

9. 子供の遊び場、集会所については、会社は市に無償で提供する。この維持管理については、市は部落に委任する。

10. 源泉徴収をしていた離職者が、閉山後納入せねばならない市民税一七七九・五五円および、県民税五六一・二七〇円については、会社が退職金より徴収する。市は前納報償金を個人に支払う。

11. 新しい簡易水道の建設、じんかい処理場の増設については、将来市で行なう。^{〔注〕}

12. これらの協定については、三十八年三月末日までに終了するこ

とする。

この協定については、専用水道の改修が一ヶ月延長されただけで、完全に行なわれ、残留住宅地の当面した問題は解決された。

〔注〕簡易水道の建設については、三十八年度より「簡易水道施設費国庫補助金交付要綱」に基づき、この地区専用である東部簡易水道の新設事業が行なわれ、三十九年十一月より新施設により運営されることとなった。

給水計画	世帯数	796戸
事業内容 事業費	人口	3,147人
	一日最大能力	1,000 m ³
	配水管延長	10,038 m
	配水地容量	300 m ³
	水源	井戸2基
	総額	20,043千円
	国庫補助金	7,080
	鉦害賠償金	2,570
	県補助金	110
	地方債	7,000
物品売払代	1,335	
市量	1,948	

※ 物品売払代とは、旧施設の不用品売却代である。

じんかい処理施設については、市全体としての増設は四十三年度になつた。

閉山にあたって、小城炭鉦が市に残した債権は、(一)市税で一〇六四六千円、(二)厚生年金積立金還元融資の残高一五四六八千円、併せて二六一一五千円であった。その内容は次の通りである。(第十一・十二表) この積算をめぐって、会社と市の交渉が行なわれた。その争点は、(一)会社としては、財産処分によって従業員退職金をできるだけ確

第12表 転貸債の内訳

区分	借入年度	借入額(千円)	未償還額(千円)
病院 職員寮 住宅	32	4,000	2,497
	31	4,000	2,516
	32	7,000	5,039
	33	8,000	5,421

保したい。
(一) 市としては、債権金額に見合う財産をいただきたい、ということに対立したが、最終的な結論は、(一)会社が所有する土地、(二)転貸債の担保物件になつて残存建物、(三)市内にある遊休住宅、を全て市に譲渡するが、市は残務整理者の退職金分として、一〇〇〇万円を支払う。その支払い金は、協同銀行が会社に貸付け、市は元金のみ五ヶ年賦で清算するというにした。

市は、この財産を所得することによって、土地利用の総合計画を樹て、効率的な利用を図ることとし、計画図を作成してその処理が行なわれた。四十七年末までの処理状況はつぎのとおりである。(第十三表)

第11表 小城炭鉦市税滞納の内訳

税目	納期	税額(円)
鉦産税	36. 11. 30	175,364
	12. 31	459,854
	37. 1. 31	473,612
	2. 28	491,227
	3. 30	479,775
	4. 30	463,823
	5. 31	313,870
	6. 30	466,860
	7. 31	333,180
	8. 31	101,370
小計		3,758,935
固定資産税	37. 2. 28	1,185,900
	4. 30	1,402,390
	7. 31	1,402,390
	12. 25	1,402,390
	38. 2. 28	1,402,390
小計		6,795,460
電気ガス税	37. 6. 25	29,743
	7. 25	29,678
	8. 25	32,659
	小計	92,080
合計		10,646,475

第13表 処理計画および処理進捗状況

小城炭鉱よりの譲渡財産

計画区分	土地面積	価 格		
処理計画	小城町に譲渡	2,04,958㎡	6,000千円	小城町所在分硬山 (28,622㎡)を含む 建物(3,533㎡)を含む
	処理する土地	2,94,118	41,474	
	処理済	252,878	41,474	
	未処理計	41,240	-	
保育計画	硬山	60,634	-	道路、水路、遊園地 緑地等
	その他	44,167	-	
	計	104,801	47,474	
合 計	603,877	47,474		

土地 603,877㎡(182,679坪)
(うち硬山 89,256㎡)
建物 職員寮16,750坪
転賃債分 病院382.15
住 宅16,330(6棟12戸)
その他 住 宅12,595(7棟12戸)

第14表 処 分 済 の 内 訳

処 分 内 訳		年	㎡	千円	備 考
福祉施設	老人福祉施設(旧職員寮)	37	19,834	5,962	建物を含む 現在恵光園として使用
	身体障害者福祉施設(病院)	38	5,619	2,850	建物を含む 現在しみず園として使用
	計		25,453	8,812	
工業転用地	産炭地域振興事業団	39	26,135	2,382	1企業
	その他	39~47	66,681	11,053	8企業
	計		92,816	13,435	
残留者住宅用地		46~48	60,878	4,774	
樹園地払下用地		38~43	55,452	4,483	7件
その他・畑・雑地				18,279	2,427
その他・建物		38~39		24戸	1,543

第15表 企業誘致の状況

誘致企業名	本社所在地	誘致年月	製 品	その後の経過
多久自動車学校	多 久	39. 2		S48 譲渡 操業中
東和グローブ	久留米	39. 5	皮手袋	S45 休止 放置
※日新産業	多 久	40. 7	木毛板	S43 破産 譲渡操業中
日本アンチモニー	多 久	41. 7	アンチモニー製錬	S43 破産 現自動車練習場
東亜食品	多 久	43. 10	キノコの栽培	S45 休止 放置
時安工業	福岡	43. 10	鉄骨組立	S46 山崎運輸に譲渡操業中
※多久和ブロック	多 久	46. 3	セメント二次製品	S48 休止 放置
※昭立工務店	多 久	47. 11	鉄骨組立	
江里口機械工作所	福岡	47. 12	セメント二次製品	S49 休止 放置

(注) ※印は何れも炭鉱離職者によって経営されている企業である。

〔注〕表
このような大型閉山が、地域に与えた影響等については、別項を設けて記述することとする。

処分に当っては、福祉施設の整備(旧施設の転用)、工場団地の造成(企業誘致)、残留者用住宅用地の確保、不用物件の有効利用(樹園地等の造成)等極めてスムーズに進められた。(第十四表)炭鉱用地の工業用地に転用にとまない、三十七年十二月「多久市企業誘致条例」を制定して、企業の誘致をはかることとなり、九社が進出したが何れも零細企業であったため、誘致時の企業が現在まで存続するものは、一社に過ぎず、売り渡され経営が存続するもの四社、休止したまま放置されているもの四社、という産炭地の振興は企業誘致からと、選別もせず企業誘致した失敗、あわられた用地利用計画に汚点を残している。(第十五表)